

第18回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年2月25日（月）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年2月25日 9時01分から11時51分
4. 出席委員
1番 新垣 秀則（会長）
2番 平安名常彦（会長職務代理者）
3番 多和田真吉 5番 新垣 勉
6番 新垣 勇 7番 安里 健一
8番 比嘉 盛安 10番 與那嶺正敏
11番 花城 伸吉
5. 欠席委員
4番 新垣 直也 9番 外間 博則

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案 件

議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農用地利用集積計画に係る意見について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第25号 農地転用許可不要届けについて

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係 長 新垣 忍

主 事 川口 曜徳

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第18回農業委員会会議（総会）を開会いたします。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしの声がありますので、本日1日とします。
議事録署名人の指名ですけれども、6番さんと8番さんになっておりますので、よろしく
お願いします。

それでは案件です。議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号までを一括して事
務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

(議案第65号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、申請人が、申請地に自己所有墓を建立するために転用するものであります。申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)、その他の農地(第2種農地)に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして3ページをお願いします。

(議案第66号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、借受人が、申請地に一般住宅を建築するために、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。2番は、譲受人が譲受人の父親の経営する運送会社に貸車両置場及び貸資材置場として貸し付けるために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は平成23年8月22付けで一般住宅を建築する目的で転用許可を得ていましたが、その申請時の譲受人の資金不足により許可の取消しを行い、今回新たな譲受人からの申請となっております。

申請地は上下水道施設が整備された沿道の区域にあり、半径500m以内に公共的施設及び公益的施設が2施設あり、また、背後には集団化された農地が広がっているが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のエの(ア)のaの(a)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替性もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。3番は、借受人が申請地に一般住宅を建築するために、貸付人より申請地を使用貸借し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の集団化した農地の区域にあるが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後も農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして6ページをお願いします。

(議案第67号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、借受人が新規に農業を営むために、義理の姪である貸付人より申請地を使用貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有数1台、農作業従事日数160日、通作時間3分及び営農計画（作目 さつまいも）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で20aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。2番は、1番と同じ借受人が新規に農業を営むために、義弟である貸付人より申請地を使用貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数1台、農作業従事日数160日、通作時間3分及び営農計画（作目 さつまいも）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で20aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。3番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数なし、農作業従事日数150日、通作時間3分及び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で39aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。4番は、譲受人が新規に農業を営むために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の導入予定台数4台、農作業従事日数160日、通作時間10分及び営農計画（作目 さとうきび）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で24aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。5番は、借受人が新規に農業を営むために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画（作目 マンゴー）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で31aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。6番は、借受人が新規に農業を営むために、貸付人より申請地を使用貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画（作目 マンゴー）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で31aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地

の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。7番は、借受人が新規に農業を営むために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数4台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画（作目 マンゴー）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で31aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。続きまして13ページお願いします。

（議案第68号を議案書をもとに朗読）

補足説明をいたします。

1番と2番は、利用権の設定を受ける者が新規に農業を営むために、利用権の設定をする者により申請地の利用権を設定し、賃貸借するものであります。

利用権の設定を受ける者が確保する農業機械等の保有台数1台、農作業従事日数320日、作目 野菜（インゲン、オクラ）であります。

3番は、利用権の設定を受ける者が農業経営の規模拡大を図るために、利用権の設定をする者より申請地の利用権を設定し、賃貸借するものであります。

利用権の設定を受ける者が確保する農業機械等の保有台数なし、農作業従事日数320日、作目 キクであります。

4番は、利用権の設定を受ける者が新規に農業を営むために、利用権の設定をする者より申請地の利用権を設定し、賃貸借するものであります。

利用権の設定を受ける者が確保する農業機械等の保有台数なし、農作業従事日数320日、作目 キクであります。

今回申請のあった4件の本農地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩をいたします。

（ 現 地 調 査 ）

議長（会長）

再開いたします。
議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。

「進行」の声あり

議長（会長）

進行の声がありますので、進行いたします。

	どなたかご意見をお願いします。3番、どうぞ。
3番	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、事務局から説明を受け、現場調査もいたしました。沖縄の習慣として墓地はどうしても必要なものでありますし、申請地もその他の農地（第2種農地）に該当するものと思っておりますので、本員は許可相当としたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第65号については許可相当といたします。 続きまして、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。 休憩いたします。 （ 休 憩 ）
議長（会長）	再開いたします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。7番。
7番	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてですが、先ほど事務局の十分な説明もあり、現場調査も行いました。1番の伊舎堂原の、これは周辺が完全な住宅地でありますし、第3種農地であるということなので問題ないかと。2番目の伊集の宇宙原のほうは以前にも転用許可はもらっていて、再度これはまた別の方ですね。申請を。前回許可相当で通った案件でもありますし、特に問題はないと思います。3番目も、休憩をとって話をしましたとおり、安全対策を十分とられているということで、本員は3件とも許可相当としたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第66号については許可相当と決めます。 続きまして、議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。11番、どうぞ。
11番	この農業生産法人Aというのは、何年ぐらい前から活動しているのですか？

事務局長	法人ですか。これは昨年立ち上げたと思いますけれども。平成24年10月に登記していますね。本店の登記が平成24年10月に登記されています。
11番	わかりました。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。はい、10番。
10番	議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。先ほど事務局から詳しい説明も受けて現場調査も行ったわけですが、内容は新規就農と経営規模拡大ということでございまして、1番から7番まですべて下限面積も満たしておりますので、本員は許可としたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第67号については許可といたします。 続きまして議案第68号 農用地利用集積計画に係る意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。
2番	議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認についてであります。十分に事務局から説明もあり、休憩をとり現場調査も行いましたが、立派にそのままいけるんじゃないかなと思うので、本員は議案全部承認したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第68号については計画書のとおり承認いたします。 続いて報告第24号、25号。 休憩いたします。 (休 憩)

議長（会長）	再開いたします。 報告第24号と25号に対して事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>それでは18ページのほうをお願いします。</p> <p>（報告第24号を朗読する前に以下を説明）</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が4件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p> <p>それでは20ページのほうをお願いします。</p> <p>（報告第25号を朗読する前に以下を説明）</p> <p>こちらにつきまして、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）もしくは、中継施設またはこれらの施設を設置するために必要な道路もしくは索道の敷地に供するための権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>21ページです。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
7番	農地転用許可不要届というのは、これは携帯電話会社のものだけど、ほかのものでもできるのですか。何かできるのがあったら。
事務局長	こういった事業者がやる分については、
7番	事業者がやる分。
事務局長	はい。電気事業者ですね、例えば沖縄電力、NTT、auなど。
7番	例えば個人で、自分の農地で電気事業をやりたいと、それはできないということですか？

事務局長	これは電気事業者、法律で…。
事務局	認定されている事業者。
事務局長	認定された事業者ですね。もうほとんど大きいところですよ。個人では…。
7番	わかりました。
議長（会長）	以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。
	これをもちまして第18回農業委員会総会を閉会いたします。
	閉会 11時51分
	中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。
	中城村農業委員会会長 新垣 秀 則
	議事録署名人 6番委員 新垣 勇
	議事録署名人 8番委員 比嘉盛安